

議 会 運 営 委 員 会

令和8年5月27日(水)

1 令和8年第2回葛飾区議会定例会の開催について

(1) 区長発言(要旨)について(別紙)

(2) 付議事件案について(別紙)

予算案	1件
条例案	9件
契約案	8件
報告案	1件
人事案	12件
その他	1件 [計32件]

(3) 会期について(別紙) 令和8年6月4日(木)～6月22日(月) 19日間

(4) 区政一般質問について

順 序	公明党/区民連/共産党/か立憲/自民党/
	みらい/無所属

持ち時間 自民党: 45分 / 公明党: 40分 /

区民連: 30分 / 共産党: 30分 /

か立憲: 25分 / みらい: 25分 /

無所属: 各20分

通告締切 6月1日(月) 午後2時

(5) 請願等について 初日付託 6月2日(火) 受付分まで

(6) 意見書等の提出について 件名・案文締切 6月2日(火) 午後4時

(7) 署名議員 8番 おおや けい子 議員

9番 早 川 はるよ 議員

36番 秋 本 とよえ 議員

2 そ の 他

(1) 専決処分の報告について(別紙)

(2) 令和7年度葛飾区繰越明許費の報告について(別紙)

(3) 令和7年度葛飾区事故繰越しの報告について(別紙)

(4) 葛飾区議会会議規則の一部を改正する規則について(別紙)

(5) 葛飾区議会傍聴規則の一部を改正する規則について(別紙)

(6) 葛飾区議会委員会の傍聴に関する規程の一部を改正する規程について(別紙)

【次回日程】 6月3日(水) 議会運営委員会理事会 午後1時 / 議会運営委員会 午後2時

令和8年度第一次補正予算（案）の概要

1 補正規模

(単位：千円)

会計名	補正前の予算額	補正額	補正後の予算総額
一般会計	282,960,000	2,281,084	285,241,084
合計	282,960,000	2,281,084	285,241,084

2 補正事項

一般会計（第1号）

(1) 歳入 2,281,084千円

特別区税	△21,077千円	・現年課税分 （軽自動車税（環境性能割））
環境性能割交付金	△313,000千円	
地方特例交付金	334,077千円	
国庫支出金	1,008,845千円	・生活保護費（負担金） ・中国残留邦人等支援給付費 ・個人番号カード交付事業費 ・生活保護費（補助金） ・中国残留邦人等生活支援給付費 ・物価高対応子育て応援手当給付事業費
都支出金	158,419千円	・高齢者デジタルデバインド解消事業費 ・農業振興費 ・学校運営支援事業費
繰入金	567,608千円	・財政調整基金繰入金
繰越金	540,189千円	
諸収入	6,023千円	・予防接種受託収入

(2) 歳出 2, 281, 084 千円

デジタル推進事業経費	35,000千円	・行政手続等デジタル推進経費 (スマートフォン購入費等助成)
文化振興経費	16,100千円	・文化会館・亀有文化ホール管理運営経費 (亀有文化ホール大規模改修工事費)
住民基本台帳記録 事務経費	41,016千円	・個人番号カード交付等事務経費 (コールセンター・窓口受付業務委託費 (債務負担行為補正)、券面プリンタ 一等購入費、申請サポート経費)
総務事務経費 (社会福祉費)	59,783千円	・中国残留邦人等支援経費 (生活支援給付追加給付経費) ・障害者施設等物価高騰緊急対策費助成
総務事務経費 (高齢者福祉費)	111,307千円	・介護施設等物価高騰緊急対策費助成
総務事務経費 (児童福祉費)	11,465千円	・物価高対応子育て応援手当給付事業経費 (給付金、給付事務費)
認証保育所運営 助成等経費	3,004千円	・私立幼稚園助成経費 (物価高騰緊急対策費助成) ・認証保育所運営費助成 (物価高騰緊急対策費助成) ・認可外保育施設利用者負担軽減等助成経費 (物価高騰緊急対策費助成)
私立児童福祉施設 措置等経費	38,636千円	・私立保育所運営費助成 (物価高騰緊急対策費助成) ・私立幼稚園運営費助成 (物価高騰緊急対策費助成) ・認定こども園運営費助成 (物価高騰緊急対策費助成) ・家庭的保育事業運営費助成 (物価高騰緊急対策費助成) ・小規模保育事業運営費助成 (物価高騰緊急対策費助成) ・私立母子生活支援施設措置費 (物価高騰緊急対策費助成) ・障害児入所施設等措置経費 (物価高騰緊急対策費助成) ・児童養護施設等措置費共同経理負担金 (物価高騰緊急対策費負担金)
総務事務経費 (生活保護費)	64,672千円	・生活扶助追加給付事務費

生活保護法保護経費	1, 181, 192千円	・生活扶助追加給付費
総務事務経費 (衛生管理費)	75, 339千円	・医療機関等物価高騰緊急対策費助成
予防接種事業経費	92, 765千円	・予防接種委託費 (RSウイルス(妊婦))
商業振興事業経費	187, 563千円	・プレミアム付商品券発行事業費助成
中小企業融資 事業経費	95, 280千円	・利子補給金 ・信用保証料
農業振興事業経費	979千円	・東京農業経営強靱化事業費助成
小学校運営経費	101, 068千円	・小学校運営事業経費 (エデュケーション・アシスタント等 雇上費)
小学校維持管理経費	76, 900千円	・校舎等改修経費 (校庭整備工事費、校舎増築工事費)
校舎建設経費 (小学校費)	53, 400千円	・水元小学校改築経費 (解体工事費)
中学校運営経費	21, 487千円	・中学校運営事業経費 (副校長補佐雇上費)
放課後支援事業経費	4, 328千円	・学童保育クラブ運営助成経費
運動場等整備経費	9, 800千円	・奥戸総合スポーツセンター改修経費 (陸上競技場天然芝化工事費)

令和8年第2回葛飾区議会定例会付議事件の概要

予 算 案	1 件
条 例 案	9 件
契 約 案	8 件
報 告 案	1 件
人 事 案	12件
<u>そ の 他 案</u>	<u>1 件</u>
計	32件

1 令和8年度葛飾区一般会計補正予算（第1号）

(1) 提案理由

既定の予算調製後に生じた事項につき、地方自治法第218条第1項の規定に基づき、補正予算を調製し、議会に提出するもの

(2) 予算の概要

別紙のとおり

2 葛飾区行政手続条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び概要

行政手続法の改正を踏まえ、公示送達の方法を改めるもの

(2) 施行日

公布の日

3 葛飾区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由

報酬の上限を引き上げるほか、所要の改正をするもの

(2) 概要

ア 報酬の上限を引き上げること。

イ 災害医療サブコーディネーターの報酬の上限を定めること。

(3) 施行日

公布の日（令和8年4月1日から適用）

4 葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び概要

学校医及び学校歯科医に係る休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額を改めるもの

例	経験年数 15 年以上 20 年未満	14,175 円	→	15,198 円 (+1,023 円)
	経験年数 20 年以上 25 年未満	16,467 円	→	17,259 円 (+792 円)

- (2) 施行日
公布の日（令和8年4月1日から適用）

5 葛飾区特別区税条例の一部を改正する条例

- (1) 改正理由
地方税法の改正に伴い、所要の改正をするもの
- (2) 概要
 - ア 復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴い、寄附金税額控除の特例控除額の算定方法を改めること。
 - イ 扶養親族等申告書を提出すべき公的年金等受給者の範囲を拡大すること。
 - ウ 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例を恒久的な措置とすること。
 - エ 住宅借入金等特別税額控除の特例の適用期限を5年延長すること。
 - オ 肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例の適用期限を3年延長すること。
 - カ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例の適用期限を3年延長すること。
 - キ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例を土砂災害特別警戒区域等に存する土地の譲渡に適用しないこととすること。
- (3) 施行日
(2)オ及びカは公布の日、(2)イ、ウ及びエは令和9年1月1日、(2)ア及びキは令和10年1月1日

6 葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例

- (1) 改正理由及び概要
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の改正に伴い、規定の整備をするもの
- (2) 施行日
公布の日

7 葛飾区子ども総合センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 改正理由及び概要
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、規定の整備をするもの
- (2) 施行日
公布の日

8 葛飾区地区計画及び防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 改正理由
小菅一丁目地区地区計画の東京拘置所地区（宿舎地区）の建築物の制限について、壁面の位置の制限を原則として計画図に定めるとおりとするほか、所要の改正をするもの

(2) 概要

ア 小菅一丁目地区地区計画の東京拘置所地区（宿舍地区）の建築物の制限について、壁面の位置の制限を原則として計画図に定めるとおりとすること。

イ 小菅一丁目地区地区計画のまちづくり用地地区の名称をまちづくり整備地区に改めること。

ウ 東金町一丁目西地区地区計画のB地区の建築物の制限について、建築してはならない建築物を性風俗関連特殊営業の用途に供する建築物等とすること。

(3) 施行日

公布の日

9 葛飾区河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由

流水占用料等の額を改めるもの

(2) 概要

ア 流水占用料の額を改めること。

工業用等（発電用を除く。）に係る使用水量1リットル毎秒当たりの年額
6,477円→6,833円（+356円）

イ 土地占用料の額を改めること。

例 船、いかだ等の係留、栈橋の設置等に係る占用面積1平方メートル当たりの年額
2,485円→2,613円（+128円）

(3) 施行日

公布の日

10 葛飾区立公園条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由

渋江公園における仮設の施設を廃止するほか、所要の改正をするもの

(2) 概要

ア 渋江公園における仮設の施設を廃止すること。

イ 中川かわまち左岸公園を新設すること。

(3) 施行日

令和8年7月1日（(2)イは葛飾区規則で定める日）

11 （仮称）葛飾区新宿地区屋内温水プール建築工事請負契約締結について

(1) 工 事 件 名 （仮称）葛飾区新宿地区屋内温水プール建築工事

(2) 工 事 箇 所 葛飾区新宿三丁目328番1、2、331番2

(3) 契約の方法 施工能力審査型総合評価一般競争入札による契約

(4) 契約金額 24億2,000円

(5) 契約の相手 東京都葛飾区奥戸二丁目40番6号

大翔建設株式会社

代表取締役 三 村 徹 也

(6) 工 期 契約締結の日の翌日から令和10年7月14日まで

- 12 葛飾区立鎌倉小学校外壁改修（塗装）工事請負契約締結について
- (1) 工 事 件 名 葛飾区立鎌倉小学校外壁改修（塗装）工事
 - (2) 工 事 箇 所 葛飾区鎌倉四丁目 24 番 1 号
 - (3) 契約の方法 施工能力審査型総合評価一般競争入札による契約
 - (4) 契約金額 1 億 8,140 万 1,000 円
 - (5) 契約の相手 東京都葛飾区新小岩三丁目 28 番 20 号
 笹崎塗装株式会社
 代表取締役 深 野 朋 子
 - (6) 工 期 契約締結の日の翌日から令和 9 年 2 月 26 日まで
- 13 葛飾区立亀有中学校外壁改修（塗装）その他工事請負契約締結について
- (1) 工 事 件 名 葛飾区立亀有中学校外壁改修（塗装）その他工事
 - (2) 工 事 箇 所 葛飾区亀有一丁目 23 番 1 号
 - (3) 契約の方法 施工能力審査型総合評価一般競争入札による契約
 - (4) 契約金額 2 億 2,291 万 5,000 円
 - (5) 契約の相手 東京都葛飾区高砂一丁目 23 番 3 号
 清水ペイント株式会社
 代表取締役 深 野 正 治
 - (6) 工 期 契約締結の日の翌日から令和 9 年 3 月 12 日まで
- 14 都市計画道路補助第 261 号線（南水元）整備（その 2）工事請負契約締結について
- (1) 工 事 件 名 都市計画道路補助第 261 号線（南水元）整備（その 2）工事
 - (2) 工 事 箇 所 葛飾区南水元二丁目 10 番先から南水元一丁目 6 番先まで
 - (3) 契約の方法 施工能力審査型総合評価一般競争入札による契約
 - (4) 契約金額 2 億 9,315 万円
 - (5) 契約の相手 東京都葛飾区西水元一丁目 15 番 4 号
 宗明建設株式会社
 代表取締役 木 内 竜 平
 - (6) 工 期 契約締結の日の翌日から令和 10 年 5 月 15 日まで
- 15 八剱橋橋梁架替（その 12）工事請負契約締結について
- (1) 工 事 件 名 八剱橋橋梁架替（その 12）工事
 - (2) 工 事 箇 所 葛飾区奥戸八丁目 6 番先から奥戸八丁目 16 番先まで
 - (3) 契約の方法 施工能力審査型総合評価一般競争入札による契約
 - (4) 契約金額 2 億 3,848 万円
 - (5) 契約の相手 東京都葛飾区東新小岩三丁目 11 番 16 号
 成和建设株式会社
 代表取締役 渡 邊 義 美
 - (6) 工 期 契約締結の日の翌日から令和 9 年 7 月 27 日まで

16 柴又公園拡張部（和風庭園等）整備工事請負契約締結について

- (1) 工 事 件 名 柴又公園拡張部（和風庭園等）整備工事
- (2) 工 事 箇 所 葛飾区柴又七丁目 19 番 14 号
- (3) 契約の方法 施工能力審査型総合評価一般競争入札による契約
- (4) 契約金額 2 億 3,463 万円
- (5) 契約の相手 東京都葛飾区小菅三丁目 5 番 23 号
東香園株式会社
代表取締役 池 田 重 信
- (6) 工 期 契約締結の日の翌日から令和 9 年 5 月 31 日まで

17 災害対策用備蓄食糧品の買入れについて

- (1) 買入れ物件 災害対策用備蓄食糧品 2,475 箱
- (2) 買入れの方法 制限付一般競争入札による契約
- (3) 買入れ金額 3,582 万 1,440 円
- (4) 買入れの相手 東京都中野区江原町二丁目 6 番 7 号
社会福祉法人東京コロニー
理事長 中 村 敏 彦
代理人 東京都葛飾区金町二丁目 8 番 20 号
社会福祉法人東京コロニー 東京コロニー
理事 近 藤 章 夫
- (5) 納 期 令和 8 年 12 月 28 日

18 都市計画道路補助第276号線（細田北）整備（その 1）及び排水施設（その 1）工事請負契約の変更について

- (1) 工 事 件 名 都市計画道路補助第 276 号線（細田北）整備（その 1）及び排水施設（その 1）工事
- (2) 契約の相手 東京都葛飾区東新小岩七丁目 24 番 12 号
尾花興業株式会社
代表取締役 尾 花 弘 行
- (3) 変 更 内 容
 - ア 変更前契約金額
4 億 9,464 万 5,800 円
 - イ 変更後契約金額
5 億 4,867 万 7,800 円

19 児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約の変更について

- (1) 変更理由
地方自治法第252条の 7 第 1 項の規定に基づき設置した措置費共同経理課について、令和 8 年 11 月 1 日に杉並区が加入するにあたり規約の変更を行うため、同条第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定に基づき、議会の議決を経るもの

(2) 概要

令和8年11月1日に杉並区が児童相談所を開設し、措置費共同経理課を共同設置するにあたり、規約の変更を行う。

(3) 変更時期

令和8年11月1日

20 地方自治法第179条第1項本文の規定に基づき専決処分した葛飾区特別区税条例の一部を改正する条例の報告及び承認について

(1) 報告の理由

地方自治法第179条第1項本文の規定に基づき、令和8年3月31日、葛飾区特別区税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、報告し、その承認を求めるもの

(2) 改正理由

地方税法の改正に伴い、環境性能割を廃止するほか、所要の改正をするもの

(3) 改正概要

ア 環境性能割を廃止すること。

イ 種別割の税率の特例の適用期限を延長すること。

(4) 施行日

令和8年4月1日

葛飾区農業委員会委員の任命同意方について（依頼）

(1) 概要

農業委員会等に関する法律に基づき、葛飾区農業委員会委員の任命同意を求めるもの

(2) 任命同意を求める委員数

12名

(3) 現委員の任期満了日

令和8年7月19日

令和8年第2回葛飾区議会定例会（案）

月	日	曜	議 会 日 程 等	
5月	21日	木	議会運営委員会理事会・議会運営委員会（件名報告）	
	22日	金	（常任委員会）	
	23日	土		
	24日	日		
	25日	月	（常任委員会）	
	26日	火		
	27日	水	議会運営委員会理事会・議会運営委員会（議案説明）	
	28日	木	（議案送付）	
	29日	金		
	30日	土		
	31日	日		
6月	1日	月	一般質問通告締切	
	2日	火	請願等締切・意見書等件名及び案文締切	
	3日	水	議会運営委員会理事会・議会運営委員会	
	4日	木	本 会 議	
	5日	金	第（本 会 議）	
	6日	土		
	7日	日	2	
	8日	月		常 任 委 員 会（保健福祉）
	9日	火	回	特 別 委 員 会（新庁舎整備）
				常 任 委 員 会（建設環境）
	10日	水	定	常 任 委 員 会（文教）
	11日	木		常 任 委 員 会（総務）
	12日	金	例	（予 備 日）
	13日	土		
	14日	日	会	
	15日	月		特 別 委 員 会（新庁舎整備）
	16日	火		特 別 委 員 会（危機管理）
	17日	水	（	特 別 委 員 会（地域交通政策）
	18日	木	19	（予 備 日）
	19日	金	日	議会運営委員会理事会・議会運営委員会
	20日	土	間	
	21日	日	）	
22日	月		本 会 議	

葛飾区議会会議規則の一部を改正する規則について

1 改正理由及び概要

本会議での表決の方法について、議長が認める者については、挙手をもって起立とみなすことができるとするもの

2 新旧対照表

葛飾区議会会議規則 新旧対照表（関連部分抜粋）

現 行	改正案
<p>○葛飾区議会会議規則</p> <p>昭和34年3月30日 議決</p> <p>（起立による表決）</p> <p>第78条 議長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p>2 略</p>	<p>○葛飾区議会会議規則</p> <p>昭和34年3月30日 議決</p> <p>（起立による表決）</p> <p>第78条 議長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。<u>ただし、議長が認める者については、挙手をもって起立とみなすことができる。</u></p> <p>2 略</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>

3 施行日

公布の日

葛飾区議会傍聴規則の一部を改正する規則について

1 改正理由及び概要

気温上昇等の影響による体調不良等を防止する観点から、本会議での傍聴人の水分補給を認めるもの

2 新旧対照表

葛飾区議会傍聴規則 新旧対照表（関連部分抜粋）

現 行	改 正 案
<p>○葛飾区議会傍聴規則 平成4年議会規則第1号</p> <p>（傍聴人の守るべき事項）</p> <p>第13条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 飲食又は喫煙をしないこと。</p> <p>(2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。</p> <p>(3) その他会議の妨害となるような行為をしないこと。</p>	<p>○葛飾区議会傍聴規則 平成4年議会規則第1号</p> <p>（傍聴人の守るべき事項）</p> <p>第13条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 飲食 <u>（水分補給を除く。）</u> 又は喫煙をしないこと。</p> <p>(2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。</p> <p>(3) その他会議の妨害となるような行為をしないこと。</p> <p><u>付 則</u> <u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>

3 施行日

公布の日

葛飾区議会委員会の傍聴に関する規程の一部を改正する規程について

1 改正理由及び概要

気温上昇等の影響による体調不良等を防止する観点から、委員会での傍聴人の水分補給を認めるもの

2 新旧対照表

葛飾区議会委員会の傍聴に関する規程 新旧対照表
(関連部分抜粋)

現 行	改正案
<p>○葛飾区議会委員会の傍聴に関する規程 平成13年3月29日 議決</p> <p>(傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第5条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛にし、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 飲食又は喫煙をしないこと。</p> <p>(2) 委員会室における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。</p> <p>(3) その他会議の妨害となるような行為をしないこと。</p>	<p>○葛飾区議会委員会の傍聴に関する規程 平成13年3月29日 議決</p> <p>(傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第5条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛にし、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 飲食<u>(水分補給を除く。)</u>又は喫煙をしないこと。</p> <p>(2) 委員会室における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。</p> <p>(3) その他会議の妨害となるような行為をしないこと。</p> <p><u>付 則</u> <u>この規程は、公布の日から施行する。</u></p>

3 施行日

公布の日